

公募要領

(令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」) 貿易取引電子化システム社会実装促進事業に係る企画提案の公募について

1. 事業趣旨・目的

ASEAN諸国の輸出量は1990年代以降に急増し、過去20年間で9倍以上に増大した。しかしながら、ASEAN諸国の貿易取引の多くは未だに紙を中心に行われており、貿易取引の効率化が求められている。その手段の一つが電子化であり、これまでも主要な貿易パートナーである日本とASEANの経済団体であるASEAN Business Association Council (ABAC)との間で様々な協力を実施してきた。まず、2020年度に貿易電子取引がもたらす恩恵（時間削減効果）について概算を行い、PoCを実施することの有用性が示された。その後、2022年10月に日本、タイ、シンガポールの電子取引システム間で取引のPoCが実施され、その成果がタイで開催されたAPEC等の場でも示されたところである。

本事業は、①貿易取引電子化の正味便益の精緻化、②当該便益の社会的認知の向上、③初期に注力すべき顧客・貿易取引の特定、④費用対効果の高い政策を実施するものである。過去の成果・教訓を生かしつつ、ASEAN10か国における現状分析、及び各種政策が社会実装に与える影響を評価し、社会実装に向けたロードマップの策定及び政策提言を行うことにより、ASEAN全体で貿易取引電子化システムの社会実装を加速化することを目指す。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（AMEICC事務局）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、（1）～（3）の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC事務局及び、各種イベント等を担当する経済産業省通商政策局アジア大洋州課及び貿易経済協力局貿易振興課とよく相談をした上で実施すること。なお、実施にあたっては、COVID-19の感染状況に合わせて柔軟に対応できる内容とすること。

（1）ASEAN10 か国等の現状分析・ポテンシャルの推計

ASEANの各国における貿易取引電子化システムの社会実装に向けた環境を分析するために、技術・経済性・政策的な観点から例えば以下のような項目について調査し、①貿易取引電子化に伴う、正味の社会的便益¹、②Digital Readiness(デジタル対応力。対応力が高いほど、より早期に貿易取引電子化による便益を受けられやすい)、③貿易取引電子化システムの市場の規模について推計を行う。なお、推計に際しては各国の状況だけでなく、ASEAN全体もしくは世界的な貿易取引電子化に関連する各種取り組みにも留意しながら行うこと。

【調査項目例】 ※特段言及のない項目については、ASEAN各国の取組とする。

¹ 正味の社会的便益は、コスト削減などによって生じる便益に加えて、仮にCO₂削減などが図られる場合、その環境価値なども可能な限り評価する。また、コスト側ではシステム導入にかかる費用を可能な限り試算する。

- ASEAN もしくは世界における貿易取引電子化に係る各種取組動向（ASEAN Single Window、国連におけるデータの標準化、Trade Trust Framework 等）
- インフラ整備環境：通信状況だけでなく、ブロックチェーンの活用環境など
- 政策動向（推進法・規制等）：関連法律、インボイス等、各種貿易データ・書類のデジタル化の推進、個人情報保護法や、サーバーロケーション規制などのデータ保護策
- コスト削減効果：紙での取引と比して、どの程度人件費および時間的コスト（実務作業時間）が削減できるかの試算
- 貿易取引量：当該国の全世界・日本との取引量
- 想定されるビジネスモデル：プラットフォームの内製化、外部からの輸入

（２）政策措置などを通じた感度分析

２．（１）で示したポテンシャルが政策措置によってどのように変化するかについての感度分析を定量的かつ定性的に行う。その際、①国内政策（例：システム導入に際しての補助金、データ標準化の推進）、②国際協力（例：データ取引プラットフォーム間の連携促進）については分けて分析を行うこととする。

（３）ASEAN での貿易取引電子化システム社会実装に向けたロードマップの策定・政策提言

２．（１）及び（２）の結果を踏まえ、どのように ASEAN 域内で貿易取引電子化システムが導入されるか、ということについての見通しをロードマップとして示しつつ、各国及び域内での導入を加速化していくために、どのような政策を行うことが必要かという点についての提言を各国政府、ASEAN 事務局等に対して行う。また、分析結果・政策提言をまとめ、日 ASEAN 経済大臣会合などの場で活用できる、概要版のプレゼン資料をパワーポイント（10 枚以下）で作成する。

【政策提言の場（予定）】

日 ASEAN 経済大臣会合（2023 年 8 月）、日 ASEAN 特別ビジネスサミット（2023 年 12 月）

3. 留意事項

- （１）応募書類上にて、２．（１）及び（２）において、どの項目・政策を調査・分析するかを理由とともに明記すること。また、コスト削減効果などを試算に際してどのような仮説（導入を予定するシステム）に基づくかも明記すること。
- （２）基本的には文献調査を主とするが、各国の置かれた状況を詳細に分析する観点から、政府・企業関係者（各国 1、2 名程度）に必要な応じてヒアリングを行う。そのため、ヒアリング候補先となり得る企業等についても提案すること。
- （３）本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC 事務局及び、経済産業省通商政策局アジア大洋州課、貿易経済協力局貿易振興課ともよく連携すること。
- （４）事業の進捗状況については、原則 1 か月に 1 度はAMEICC事務局及び、経済産業省通商政策局アジア大洋州課、貿易経済協力局貿易振興課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

4. 成果物

- （１）以下の事項を含んだ事業報告書（日・英）：

- ・ 2. (1) によって示されたASEAN10か国の現状分析・ポテンシャルの推計
- ・ 2. (2) にて推計された各種政策に基づく感度分析の結果
- ・ 2. の (3) の社会実装に向けたロードマップ、政策提言、概要プレゼン資料

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：

- ・ 中間報告期限：2023年8月30日（水）
 - 4. (1) に定める成果物の中間報告（日ASEAN経済大臣会合にて報告した資料を含むこととする）
- ・ 最終報告期限：2024年1月26日（金）
 - 4. (1) に定める成果物の最終報告（日ASEAN特別ビジネスサミットで報告した資料を含むこととする）

(4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① （一財）海外産業人材育成協会
経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL：03-3888-8213
- ② 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課
東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-6759、03-3501-5912

5. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1件

(4) 契約期間：契約日（2023年5月上旬予定）より2024年1月26日までとする。

(5) 契約金額：契約金額は、受託業務費見積額を上限として、採択された企画提案及び契約書の内容を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む）の50%以上の委託業務を、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEAN に法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しないこと。
- ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
 - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）

7. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争への参加を希望する場合は、4月11日（火）午後3時【必着】までに公募申請書をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2023年4月11日（火）午後3時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質 疑 回 答：受け付けた質問については、2023年4月13日（木）午後4時までに、公募への参加の意思表示をされた方にE-mailにて回答する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2023年4月24日（月）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システム

を使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
担当：鮎合（あいごう）、上井（うえい）
E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

（１）公募申請書（日本語又は英語）

（２）企画提案書（日本語又は英語）

①様式第１ 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

②様式第２ 類似業務経験

③様式第３ 業務支援体制

④様式第４ 作業計画・要員計画

⑤様式第５ 受託業務費見積書(※)

※見積額は日本円で作成すること。

（３）会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）

（４）直近３年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）

（５）登記簿謄本（履歴事項全部証明書／３ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）

日本以外に所在する法人は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類）を提出すること。

※ （１）、（２）は、所定の様式（当協会 HP の本企画競争公告よりダウンロード可）

10. 審査方法

（１）提出された企画提案書に基づき、以下に示す技術審査項目について審査を行い、審査員の平均点を技術点とする（小数点以下切り捨て）。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

【技術審査項目】

・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）[40 点満点]

・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）[40 点満点]

・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）[20 点満点]

（２）以下に示す式によって、受託業務費見積額から価格点を算出する。[50 点満点]

・価格点＝価格点の満点×[1－（受託業務費見積額÷予定価格）] ※小数点以下切り捨て

（３）技術点と価格点から総合評価点を算出し、もっとも高い点数を取った応募者の案を採択する。ただし、受託業務費見積額が予定価格を超えている応募者は、総合評価点に関わらず、

不合格とする。

・総合評価点＝技術点＋価格点(技術点は100点満点：価格点は50点満点＝2：1)

- (4) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (5) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

1 1. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上